

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規定 (医療法人社団 和楽仁 芳珠記念病院)

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団 和楽仁が開設する芳珠記念病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にあり、かかりつけ医師（以下「主治医」という。）が事業を必要と認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法，作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の提供にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村，地域包括支援センター，居宅介護支援事業者，地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 医療法人社団 和楽仁 芳珠記念病院
- ② 所在地 石川県能美市緑が丘11丁目71番地
- ③ 電 話 0761-51-5551 F A X 0761-51-5557

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種，員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務 病院長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医 師 1名（常勤兼務 病院医師と兼務）

理学療法士又は、作業療法士 2名以上

従業者は事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日及び8月15日と12月30日～1月3日を除く。又風水害による特別の休み等は、利用者様並びに各居宅介護支援事業所まで連絡する。
- ② 営業時間 午前10時～午前12時 午後2時～午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 各時間あたり10名とする。

(利用料及びサービス内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、その利用者の負担割合に応じ一割、二割または三割の額とする。

利用者は、事業所の定める期日までに利用料を納付するものとする。

- 健康チェック
- 運動機能向上訓練
- 物理療法
- 日常生活機能訓練
- レクリエーション
- その他、医師の指示による個別リハビリテーション又は、短期集中個別リハビリテーション
- 利用者及びその家族による、日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言

(事業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、能美市、小松市、白山市、川北町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの提供を受けようとする利用者は、医師の診断や日常生活上の留意点などをサービスの利用の際にその旨を申し出ること。体調の異常や異変がある時は必ず申し出ること。

(緊急時における対応法)

第10条 事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速や

かに主治医に連絡するなどの適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、日常的に具体的な対応方法を樹立するとともに、災害時には避難等の指揮をとる。

- ① 消火、通報及び避難の訓練
- ② 消防設備、施設等の点検及び管理
- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上の必要な業務

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事業計画の作成)

第14条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に事業計画を作成する。また既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿った事業の計画を作成する。

- 2 事業計画の作成，変更にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 事業の計画を作成した際には、事業計画を利用者に交付する。
- 4 事業者の職員は、それぞれの利用者について事業計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 5 利用者に対し、事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理，評価を行う。

（衛生管理）

第15条 事業で利用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（個人情報保護）

第16条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。
- 3 利用者の求めに応じてサービス計画・記録を開示するものとする。
- 4 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第17条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業者は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

(記録の整備)

第18条 この事業を行うために、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（契約満了日）から5年間保存するものとする。また、介護報酬算定に必要とされる報酬関係の記録についても、公法上の消滅時効が5年であるため記録の保存は5年間以上とする。

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画書
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ⑥ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録

(苦情処理)

第19条 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、該当苦情内容の記録整備等、その他必要な措置を講じるものとする。

2 提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善措置を講じるものとする。

3 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善措置を講じる。

5 国民健康保険団体連合会からの求めにあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(虐待防止)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第21条 事業所は、理学療法士等従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 継続研修 随時

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団和楽仁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。